

## 加西市元気なまちづくり市民会議設置要綱

### (設置)

第1条 加西市総合計画等（以下「総合計画等」という。）に基づいた元気なまちづくりを、市民との協働により推進するとともに、効率的かつ透明性の高い行財政運営を構築するため、加西市元気なまちづくり市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 市民会議は、総合計画等の進行管理のため、次の各号に掲げる事項について報告を受け調査するほか、検討した意見を市長に対して提案することができる。

- (1) 加西市地域創生戦略の推進及び評価検証に関する事項
- (2) 行財政改革プランの推進及び評価検証に関する事項
- (3) その他総合計画等の推進に関して必要な事項

### (委員)

第3条 市民会議の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係団体等の推薦する者
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第4条 市民会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

### (会議)

第5条 市民会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 市民会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 市民会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### (部会)

第6条 市民会議は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会の運営について必要な事項は、会長が定める。

### (意見等の聴取)

第7条 市民会議は、その所掌事務を遂行するため、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 市民会議の庶務は、ふるさと創造部人口増政策課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の市民会議は、市長が招集する。